

開 会 午前10時00分

○議長（小松則明君） おはようございます。

ただいまの出席議員数は12名であります。定足数に達しておりますので、令和5年第1回大槌町議会臨時会を開会いたします。

これより、本日の会議を開きます。

○

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（小松則明君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第118条の規定により、議長において指名いたします。

9番、東梅康悦君及び11番、金崎悟朗君を指名いたします。

○

日程第2 会期の決定

○議長（小松則明君） 日程第2、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。今期臨時会の会期は本日1日限りとしたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（小松則明君） 御異議なしと認めます。よって、会期は本日1日間と決定いたしました。

○

日程第3 報告第1号 損害賠償額の専決処分の報告について

日程第4 報告第2号 損害賠償額の専決処分の報告について

日程第5 報告第3号 損害賠償額の専決処分の報告について

日程第6 議案第1号 大槌町砦内地区集会所の管理を行う指定管理者の指定について

日程第7 議案第2号 大槌町沿岸営農拠点センターの管理を行う指定管理者の指定について

日程第8 議案第3号 令和4年度大槌町一般会計補正予算（第7号）を定めることについて

○議長（小松則明君） 日程第3、報告第1号損害賠償額の専決処分の報告についてから、日程第8、議案第3号令和4年度大槌町一般会計補正予算（第7号）を定めることにつ

いてまで、6件を一括議題といたします。

ただいま議題に供されました議案について、当局から提案理由の説明を求めます。総務課長。

- 参事兼総務課長（藤原 淳君） 令和5年第1回大槌町議会臨時会における報告3件、議案3件につきまして、一括で提案理由を申し上げます。

報告第1号及び第2号の専決処分の報告は、公用車の運転による同一の事故に係る専決処分の報告であり、相手方車両運転手及び相手方車両同乗者に対する損害賠償額の専決処分の報告となるものです。

報告第1号損害賠償額の専決処分の報告については、公用車の運転による人身事故に係る損害賠償額の専決処分の報告であります。

報告第2号損害賠償額の専決処分の報告については、公用車の運転による人身事故に係る損害賠償額の専決処分の報告であります。

報告第3号損害賠償額の専決処分の報告については、公用車の運転による物損事故に係る損害賠償額の専決処分の報告であります。

議案第1号大槌町柁内地区集会所の管理を行う指定管理者の指定については、公の施設である大槌町柁内地区集会所について、大槌町集会所の設置及び管理に関する条例第10条第1項の規定により、指定管理者に管理させるものであります。

議案第2号大槌町沿岸営農拠点センターの管理を行う指定管理者の指定については、公の施設である大槌町沿岸営農拠点センターについて、大槌町沿岸営農拠点センターの設置及び管理に関する条例第4条第1項の規定により指定管理者に管理させるものであります。

議案第3号令和4年度大槌町一般会計補正予算（第7号）を定めることについては、ふるさと納税事務一括代行業務委託料の増額及び電力料金高騰に伴う大槌町文化交流センター指定管理業務委託料等の増額に伴う補正であり、既定の歳入歳出予算に2億2,961万5,000円を追加し、歳入歳出総額を112億8,562万8,000円とするものであります。第2条は、債務負担行為の追加1件の補正であります。

以上、一括で提案理由を申し上げます。御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○

日程第3 報告第1号 損害賠償額の専決処分の報告について

- 議長（小松則明君） 日程第3、報告第1号損害賠償額の専決処分の報告についてを議

題といたします。

提案理由の説明が終了しておりますので、直ちに内容説明を求めます。企画財政課長。

○企画財政課長（太田和浩君） 報告第1号損害賠償額の専決処分の報告について、御報告いたします。専決処分書をお開きください。

車両事故に係る損害賠償事件について、地方自治法第180条第1項及び大槌町長専決条例第2条第2号の規定により、下記のとおり専決処分する。

1、損害賠償の相手方。町内在住の個人。

2、損害賠償の額。41万2,679円。

3、示談の内容。損害賠償の額を上記2のとおりとし、双方とも今後いかなる事情が発生しても異議の申立てをしない。

4、損害賠償の原因。令和4年8月17日午後2時55分頃、町道新山1号線において、職員が運転する公用車が一般廃棄物収集運搬業務委託者へ貸与中の公用車へ衝突し、相手運転手を負傷させたものであります。

専決処分日は令和5年1月4日であります。

以上、御報告いたします。

○議長（小松則明君） 質疑に入ります。白澤良一君。

○2番（白澤良一君） すみません、この損害賠償専決処分の報告について、昨日岩手県警のホームページでちょっと確認したんですが、昨年の釜石警察署の管内の事故件数は37件でした。そのうち大槌町内で発生した件数は、負傷者、死者合わせて何件ぐらいでしょうか。

○議長（小松則明君） 町民課長。

○町民課長兼リサイクルセンター長（関 貴紀君） お答えします。件数につきましては7件。負傷者7人、死者1人ということでございます。

○議長（小松則明君） 白澤良一君。

○2番（白澤良一君） 町内7件のうちの2件ということは、約3割ですね。3割が公用車が絡む事故です。事故防止のために毎日始業点検を行っていることは理解しますが、割合から言って3割というのは多過ぎるんじゃないかと思っています。現在、町の方々が役場職員を見る目が本当に非常に厳しくなっていることは、役場職員の皆さんも感じているはずですが。役場が安全運転管理者を選任していると思いますが、なお一層の事故防止にしてほしいと願っておりますが、これに対してコメントがあればお聞きしたいと

思います。よろしく申し上げます。

○議長（小松則明君） 企画財政課長。

○企画財政課長（太田和浩君） お答えいたします。まず、今の臼澤議員の意見のとおりでございます。まず公用車運転には事故のないよう注意を図りながら、今後も事故のないような安全運転に取り組んでまいりたいと思っております。

○議長（小松則明君） 質疑を終結いたします。

以上で報告第1号を終わります。

○

日程第4 報告第2号 損害賠償額の専決処分の報告について

○議長（小松則明君） 日程第4、報告第2号損害賠償額の専決処分の報告についてを議題といたします。

提案理由の説明が終了しておりますので、直ちに内容説明を求めます。企画財政課長。

○企画財政課長（太田和浩君） 報告第2号損害賠償額の専決処分の報告について御報告いたします。この車両事故は、報告第1号で報告した車両事故と同一の事故でございます。専決処分書をお開きください。車両事故に係る損害賠償事件について、地方自治法第180条第1項及び大槌町長専決条例第2条第2号の規定により、下記のとおり専決処分する。

1、損害賠償の相手方。町内在住の個人。

2、損害賠償の額。4万6,800円。

3、示談の内容。損害賠償の額を上記2のとおりとし、双方とも今後いかなる事情が発生しても異議の申立てをしない。

4、損害賠償の原因。令和4年8月17日午後2時55分頃、町道新山1号線において、職員が運転する公用車が一般廃棄物収集運搬業務委託受託者へ貸与中の公用車へ衝突し、相手車両同乗者を負傷させたものであります。

専決処分日は令和5年1月18日であります。

以上、御報告いたします。

○議長（小松則明君） 質疑に入ります。（「なし」の声あり）質疑を終結いたします。

以上で報告第2号を終わります。

○

日程第5 報告第3号 損害賠償額の専決処分の報告について

○議長（小松則明君） 日程第5、報告第3号損害賠償額の専決処分の報告についてを議題といたします。

提案理由の説明が終了しておりますので、直ちに内容説明を求めます。企画財政課長。

○企画財政課長（太田和浩君） 報告第3号損害賠償額の専決処分の報告について、御報告いたします。専決処分書をお開きください。

車両事故に係る損害賠償事件について、地方自治法第180条第1項及び大槌町長専決条例第2条第2号の規定により、下記のとおり専決処分する。

1、損害賠償の相手方。町内在住の個人。

2、損害賠償の額。10万2,028円。

3、示談の内容。損害賠償の額を上記2のとおりとし、双方とも今後いかなる事情が発生しても異議の申立てをしない。

4、損害賠償の原因。令和4年11月9日午前10時50分頃、大槌町桜木町3番15号地内の駐車場において、職員が運転する公用車を駐車しようとしたところ、近接に駐車中の相手車両に接触し、損害を及ぼしたものであります。

専決処分日は令和5年1月18日であります。

以上、御報告いたします。

○議長（小松則明君） 質疑に入ります。（「なし」の声あり）質疑を終結いたします。

以上で報告第3号を終わります。

○

日程第6 議案第1号 大槌町柁内地区集会所の管理を行う指定管理者の指定について

○議長（小松則明君） 日程第6、議案第1号大槌町柁内地区集会所の管理を行う指定管理者の指定についてを議題といたします。

提案理由の説明が終了しておりますので、直ちに内容説明を求めます。協働地域づくり推進課長。

○協働地域づくり推進課長（郷古 潔君） 議案第1号大槌町柁内地区集会所の管理を行う指定管理者の指定について御説明を申し上げます。

柁内地区集会所は令和2年1月に建築して以後、柁内町内会を指定管理者として指定し管理運営を行ってまいりましたが、その指定期間である3年間が令和5年1月31日で満了いたしますことから、令和5年2月1日から令和6年3月31日までを指定期間とい

たしまして、同施設の指定管理者として柁内町内会を指定することについてお諮りする
ものでございます。

指定に当たりましては、この地区集会所は大槌町公の施設に関する指定管理者の制度
導入指針に基づきまして、公募を要しない施設として掲げてございます地域住民が専ら
使用している地域密着型の施設であることなどから、これに基づき公募によらず現在の
指定管理者でございます柁内町内会を指定管理者として提案させていただくものでござ
います。

なお、新たな指定期間を令和6年3月31日までとしてございますのは、ほかの全ての
地区集会所の指定管理機関の満了期限が令和6年3月31日までとなっているため、これ
に合わせて調整を図るものでございます。

よろしく願いいたします。

○議長（小松則明君） 質疑に入ります。（「なし」の声あり）質疑を終結いたします。

討論に入ります。（「なし」の声あり）討論を終結いたします。

これより議案第1号大槌町柁内地区集会所の管理を行う指定管理者の指定についてを
採決いたします。

この採決は電子採決システムにより行います。

本案に賛成の方は賛成のボタンを、反対の方は反対ボタンを押してください。お願い
いたします。

押し忘れなしと認め、確定いたします。

全員賛成であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

○

日程第7 議案第2号 大槌町沿岸営農拠点センターの管理を行う指定管理者の指定
について

○議長（小松則明君） 日程第7、議案第2号大槌町沿岸営農拠点センターの管理を行う
指定管理者の指定についてを議題といたします。

提案理由の説明が終了しておりますので、直ちに内容説明を求めます。産業振興課長。

○参事兼産業振興課長（岡本克美君） 議案第2号大槌町沿岸営農拠点センターの管理を
行う指定管理者の指定について、御説明申し上げます。

大槌町沿岸営農拠点センターは、現在花巻農業協同組合が指定管理を行っておりますが、本年3月31日をもって指定期間が満了することから、改めて指定管理者を指定するものでございます。

次のページをお開き願います。

1、施設の概要。設置目的は地域農業者の経営技術、生産技術等の向上の拠点としての用に供するためとし、名称は大槌町沿岸営農拠点センターでございます。位置及び施設内容等につきましては、記載のとおりでございます。

2、指定する団体の概要。団体の名称、花巻農業協同組合。所在地、岩手県花巻市野田316番地1、代表者、代表理事組合長伊藤清孝。設立年月日、資本金、従業員数、主な活動内容は記載のとおりでございます。

3、指定管理の期間は、令和5年4月1日から令和10年3月31日でございます。

次のページをお開き願います。

4、指定管理者が行う業務の範囲につきましては、（1）施設の事業目的に関する業務としまして、①地域農業に関する研修の場を提供する業務。②産地直売形式等により農林水産物、地場産品等の販売を行う業務、③来訪者等に対し飲食の場を提供する業務。④その他、営農センターの設置の目的を達成するために必要な業務。

（2）施設の維持及び保全に関する業務としましては、①施設の保守点検及び修繕、②安全管理対策業務、③施設清掃業務。

（3）天災その他緊急事態の発生時における危機管理に関する業務としまして、①事故等緊急時及び災害時の対応。②待機連絡体制の確保。③被害状況（調査・報告）④応急措置。

（4）その他の業務としまして、①施設利用者数の把握、報告書作成。

説明については以上でございます。御審議賜りますようお願いいたします。

○議長（小松則明君） 質疑に入ります。菊池忠彦君。

○1番（菊池忠彦君） このいわゆるだあすこですが、この営農センター、売上げが大分落ちているというふうな認識を持っております。その辺の見通しというのはレストラン部分、それからその産直部分とコロナの影響、また、復興需要の減少など、そういった様々な理由の中で売上げが大分落ちているというふうに思っておりますが、その辺の見通しというのは町としてはどのように考えていらっしゃるか伺います。

○議長（小松則明君） 産業振興課長。

○参事兼産業振興課長（岡本克美君） お答えいたします。議員がおっしゃるとおり復興需要の収束に伴いまして、町内から復興事業者等が撤退しましたから、一番ピークでございました収入額のピークが令和元年、それから令和2年あたりが一番ピークでございました。1億3,000万程度収入がございました。こちらに関しましては、確かに議員がおっしゃったとおり町内のコロナの影響もあつたり、それから復興事業の収束により収益が減少しているということがございます。こちらに関しましては、指定管理の応募のときにも花巻農協からも今後も改善しながら取り組んでいくという御説明がございました。

ただ、私どもとしては町と一緒に花巻農協の方々、それから地場産品を産直形式として出品してくれている農業者の皆様とも連携しながら情報交換しながら、引き続きこの大槌のインターからの玄関口でございますので、盛り上げてまいりたいというふうを考えてございます。

○議長（小松則明君） 質疑を終結いたします。

討論に入ります。（「なし」の声あり）討論を終結いたします。

これより議案第2号大槌町沿岸営農拠点センター管理を行う指定管理者の指定についてを採決いたします。

この採決は電子採決システムにより行います。

本案に賛成の方は賛成のボタンを、反対の方は反対のボタンを押してください。お願いいたします。

押し忘れなしと認め、確定いたします。

賛成全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

○

日程第8 議案第3号 令和4年度大槌町一般会計補正予算（第7号）を定めること
について

○議長（小松則明君） 日程第8、令和4年度大槌町一般会計補正予算（第7号）を定めることについてを議題といたします。

提案理由の説明は終了しておりますので、直ちに内容説明を求めます。企画財政課長。

○企画財政課長（太田和浩君） 議案第3号令和4年度大槌町一般会計補正予算（第7号）を定めることについて、御説明申し上げます。

1ページをお開きください。

第1表、歳入歳出予算補正、歳入。

17款1項寄附金、補正額1億5,000万円の増は、ふるさと納税寄附金であります。

18款繰入金2項基金繰入金、補正額7,584万5,000円の増はふるさと納税事務一括代行業務委託料等の補正財源とするふるさとづくり基金繰入金であります。

19款1項繰越金、補正額377万円の増は、今回の補正財源とする前年度繰越金であります。主な充当先は指定管理業務委託料であります。

2ページをお願いいたします。

歳出。2款総務費1項総務管理費、補正額2億2,950万5,000円の増は、ふるさと納税寄附積立金、ふるさと納税事務一括代行業務委託料、電力価格高騰に伴う大槌町文化交流センター指定管理業務委託料等の増であります。

10款教育費5項社会教育費、補正額6万円の増は電力価格高騰に伴う中央公民館指定管理業務委託料であります。

6項保健体育費、補正額5万円の増は、電力価格高騰に伴う城山公園体育館指定管理業務委託料であります。

3ページをお願いいたします。

第2表、債務負担行為補正、追加。

事項、期間、限度額の順に読み上げます。

柁内地区集会所指定管理業務委託料、令和5年度から令和5年度まで、45万円。

4ページをお願いいたします。

変更。事項、補正前限度額、補正後限度額の順に読み上げます。

期間は補正前と同様のため省略いたします。

中央公民館及び城山公園体育館指定管理業務委託料7,912万1,000円、8,404万1,000円。

以上、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2億2,961万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ112億8,562万8,000円とするものです。

以上、御審議よろしくをお願いいたします。

○議長（小松則明君） 質疑に入ります。

3ページをお開きください。

第2表、債務負担行為、補正、追加。進行いたします。

4ページ、変更。進行いたします。

7ページをお開きください。

歳入、17款寄附金1項寄附金。進行いたします。

18款繰入金2項基金繰入金。進行いたします。

19款繰越金1項繰越金。進行いたします。

8ページ。歳出に移ります。

2款総務費1項総務管理費。阿部俊作君。

○8番（阿部俊作君） ふるさと納税積立基金の残高教えていただけますか。

○議長（小松則明君） 税務会計課長。

○税務会計課長兼会計管理者（藤原英志君） 議員の質問にお答えします。ふるさと納税の基金の令和4年12月末残高ですが、50億9,668万1,574円となっております。

○議長（小松則明君） よろしいですか。10款教育費5項社会教育費。進行いたします。
6項保健体育費。

質疑を終結いたします。

討論に入ります。（「なし」の声あり）討論を終結いたします。

これより議案第3号令和4年度一般会計補正予算（第7号）を定めることを採決いたします。

この採決は電子採決システムにより行います。

本案に賛成の方は賛成のボタンを、反対の方は反対のボタンを押してください。お願いいたします。

押し忘れなしと認め、確定いたします。

賛成全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

○

○議長（小松則明君） 以上で本日の日程は終了いたしました。

これで本日の会議を閉じます。

令和5年第1回大槌町議会臨時会を閉会いたします。

御苦労さまでございました。

閉 会 午前10時28分

上記令和5年第1回臨時会会議の次第は、書記の記載したものであるが、その内容の正確であることを証するため、ここに署名する。

令和 年 月 日

議 長

議 員

議 員